

求職者支援制度における 認定職業訓練実施奨励金の不適正支給（不当）

厚生労働省

5億2204万円(指摘金額)

制度の 概要

- ✓ 厚生労働省は、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（特定求職者）に対して、職業訓練等の就職に関する支援を講ずる求職者支援制度を実施
- ✓ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（機構）は、訓練実施機関の申請に基づき**職業訓練**が一定の基準（**認定基準**）に**適合しているか審査し、認定**（支部が審査、本部が認定）
- ✓ 厚生労働省は、認定された職業訓練（**認定職業訓練**）を適切に実施した訓練実施機関に、認定職業訓練実施奨励金（**奨励金**）を支給
- ✓ 職業訓練の講師は**実務等の経験を5年以上有する**などの**認定基準に適合していること**、訓練実施機関は職業訓練の認定の申請に当たり「講師の経歴等確認書」を機構に提出することなどが必要

検査の 結果

- ✓ 機構の東京、大阪両支部が審査を行い、令和元～6年度に奨励金が支給された4,323認定職業訓練から、26訓練実施機関に係る984認定職業訓練を選定して検査
- ✓ 訓練実施機関 A は、195職業訓練について、**講師115名全員が実務等の経験を5年以上有するとして「講師の職歴等確認書」等を機構に提出して認定を申請、機構がこれを認定し、Aは195認定職業訓練に係る奨励金計6億3554万円を受給**
- ✓ しかし、講師115名のうち**45名は、実務等の経験が全くないなど認定基準に適合していないのに、Aが虚偽の「講師の経歴等確認書」を作成して機構に提出**
- ✓ 上記45名が講師となっていた**159認定職業訓練は、認定基準に適合しておらず、これらに対する認定は不適正**
 - ⇒ 159認定職業訓練について A が受給していた**奨励金計5億2204万円が不当**
(4億9827万円について返還の処置済(2376万円は時効により返還請求の権利が消滅))



求職者支援制度における 認定職業訓練実施奨励金の不適正支給（不当）

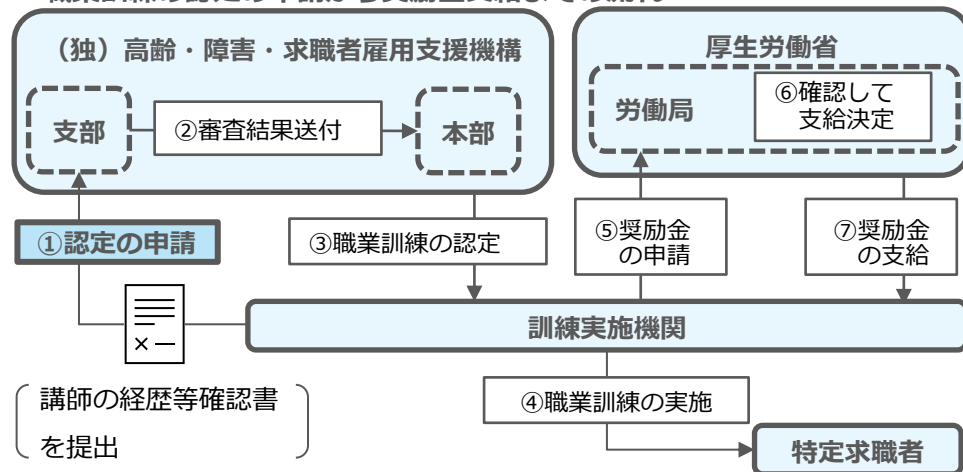
厚生労働省

5億2204万円(指摘金額)

求職者支援制度及び認定職業訓練実施奨励金の概要

- 厚生労働省は、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（特定求職者）に対して、職業訓練等の就職に関する支援を講ずる求職者支援制度を実施
- 機構（右図参照）は、訓練実施機関の申請に基づき職業訓練が一定の基準（認定基準）に適合しているか審査し、認定（支部が審査、本部が認定）
- 厚生労働省は、認定された職業訓練（認定職業訓練）を適切に実施した訓練実施機関に、認定職業訓練実施奨励金（奨励金）を支給
- 職業訓練の講師は実務等の経験を5年以上有するなどの認定基準に適合していること、訓練実施機関は職業訓練の認定の申請に当たり「講師の経歴等確認書」を機構に提出することなどが必要

職業訓練の認定の申請から奨励金支給までの流れ



検査の結果

- 訓練実施機関Aは、195職業訓練について、講師115名全員が実務等の経験を5年以上有するとして「講師の職歴等確認書」等を機構に提出して認定を申請、機構がこれを認定し、Aは195認定職業訓練に係る奨励金計6億3554万円を受給
- しかし、講師115名のうち45名は、実務等の経験が全くないなど認定基準に適合していないのに、Aが虚偽の「講師の経歴等確認書」を作成して機構に提出
- 上記45名が講師となっていた159認定職業訓練は、認定基準に適合しておらず、これらに対する認定は不適正

➡ 159認定職業訓練についてAが受給していた奨励金計5億2204万円が不当（注）

（注）4億9827万円について返還の処置済（2376万円は時効により返還請求の権利が消滅）

